

周防大島町告示第12号

周防大島町建設工事の競争入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領を次のように定める。

令和6年2月22日

周防大島町長 藤本 淨 孝

建設工事の競争入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町が発注する建設工事（以下、「工事」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、工事積算内訳書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

- (1) 入札参加者 次条の規定による対象入札に参加した者(周防大島町建設工事等競争入札心得(郵便入札)(平成18年周防大島町種別なし)第9条に規定する無効となる入札をした者、及び入札辞退をした者を除く。)
- (2) 総合評価方式入札 周防大島町建設工事総合評価競争入札実施要綱(平成23年周防大島町告示第4号)第2条に規定する入札をいう。
- (3) 調査基準価格 周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程(平成23年周防大島町訓令第1号)第3条に規定する調査基準価格をいう。
- (4) 最低制限価格 周防大島町最低制限価格に関する事務取扱要綱(平成21年周防大島町訓令第11号)第3条に規定する最低制限価格をいう。

(疑義申立ての対象)

第3条 工事積算内訳書に係る積算内容の疑義申立ては、工事に係る入札(落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。)のうち、総合評価方式によるもの、及び最低制限価格を設定したものを対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる工事積算内訳書について、金額入り工事積算内訳書(金額及び数量が記載された工事積算内訳書をいう。以下同じ。)を確認しなければ判明しない積算上の疑義(以下「積算疑義」という。)とする。

(入札公告等への明示)

第4条 前条の規定による対象入札については、入札公告（指名競争入札にあっては、指名通知の添付書類等）に、積算疑義申立て対象工事であること、落札候補者が必ずしも落札者とはならず、落札決定を保留し、積算疑義確認の後に落札者を決定する旨を明示するものとする。

（入札の執行）

第5条 第3条の規定による対象工事について、入札執行者は「積算疑義申立て対象工事であるため、落札決定を保留する」旨を入札立会人（会場入札にあっては入札参加者）に宣言し、開札を終了するものとする。ただし、次に掲げる入札においては、積算疑義の申立ての対象としないことができる。

- （1） 入札参加者の全てが同額で入札をした場合であって、その額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札
- （2） 入札参加者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札

2 入札執行者は、入札終了後、入札結果（様式第1号）により速やかに入札結果を町ホームページに掲載し公表するものとする。

（金額入り工事積算内訳書の閲覧方法）

第6条 入札執行者は、金額入り工事積算内訳書を財務課窓口にて閲覧に供するものとする。

- 2 入札参加者は、対象工事の金額入り工事積算内訳書を閲覧しようとするときは、閲覧申請書（様式第2号）を財務課に持参し提出するものとする。
- 3 第1項に規定する期間は、開札をした日から起算して3日後（周防大島町の休日に関する条例（平成16年周防大島町条例第2号）に規定する休日を除く。）の15時までとする。

（積算疑義の申立ての方法）

第7条 入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日の翌日から前条第3項の規定による期間内に、積算疑義申立て書（様式第3号）を財務課へ提出しなければならない。この場合における提出方法は、持参又はファックスとし、ファックスによる場合は、事前に財務課へ電話連絡をするものとする。

（積算疑義の申立ての対応）

第8条 町長は、前条の規定による積算疑義申立て書の提出があったときは、疑義申立ての内容を確認するとともに、速やかに工事担当課長に当該積算疑義申立て書の写しを送付するものとする。

- 2 工事担当課長は前項の送付を受けたときは、直ちに積算内容を確認しなければならないものとする。
- 3 工事担当課長は、前項に定める積算内容の確認の終了後、速やかに町長に確認結果を報告しなければならないものとする。ただし、積算内容に誤りがあるときは、その正誤等について必要な書類を添付して報告するものとする。

(積算疑義の申立てとして取り扱わないもの)

第9条 積算疑義の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (6) 入札前に公表された設計図書等の内容で質問書の受付期間中に質問を行い、確認できるもの(公表された設計図書等の内容で質問をすることができるにもかかわらず質問を行わなかった場合を含む。)
- (7) その他当該入札に直接関係がないもの

(疑義申立て者への回答)

第10条 町長は、原則として疑義申立て期間終了日の翌日中に疑義申立て者へ書面(様式第4号の1)により回答する。疑義申立ての回答は、財務課窓口にて公表(様式第4号の2)する。

(疑義申立て回答後の対応)

第11条 積算疑義の申立てがあった入札の取り扱いは、次の各号に掲げる確認結果の区分に応じ、当該各号に定める取り扱いとする。

- (1) 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあるときは、当該入札事務を中止する。ただし、積算内容の誤りが、第5条第2項の規定による入札結果に変更がなく、落札候補者の決定に影響がないものであるときは、入札事務を続行する。
- (3) 前号により入札事務を中止したときは、当該入札中止の公告、通知(様式第5号)を行う。
- (4) 第2号ただし書きにより入札事務を続行し、落札者が決定した場合においては、工事担当課長は、請負契約締結後に積算内容を正した設計書を基に、落札者と契約の変更について協議するものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。